

特 記 仕 様 書

殿台地先水路整備工事

(農業水路等長寿命化・防災減災事業)

山武市殿台地先

令和8年度

山武市産業振興部農政課

第1章 共 通 事 項

(適 用)

第1条 この特記仕様書は、土木工事共通仕様書（令和8年度版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で本工事の施工に適用する。

2 この工事の施工にあたっての一般的事項は共通仕様書によるものとする。

(環境対策)

第2条 受注者は、千葉県が運用を開始している環境マネジメントシステムの構成要素をなす「公共工事における環境影響の低減」を推進し、達成するため施工計画書の『環境対策』内に独立した項目として「環境に配慮した工事の実施計画」について記載するものとする。

2 工事施工にあたっては、騒音防止及び排気ガス対策を施した機械を使用するものとしこれによりがたい場合は監督員の承諾を得なければならない。

(建設副産物実態調査等)

第3条 建設副産物実態調査についての共通事項は次の各号に示すものとする。

- (1) 「国土交通省版建設リサイクル推進計画 2020」及び「千葉県建設リサイクル推進計画 2016 ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設情報交換システム(コブリスプラス)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況（実績）については「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、電子データと出力した様式を各1部提出するとともにこれらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

なお、受注者は、国土交通省のウェブページから「建設リサイクル報告様式（計画書・実施書）」をダウンロードして作成するものとする。

ア 作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」は最終請負金額 100 万円以上のすべての工事について建設資材利用、建設副産物の発生・搬出にかかわらず作成する。

- (2) 建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処理を委託する場合は運搬あるいは処理について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに同契約書の写しを提出すること。
- (4) 建設副産物の処理完了後速やかに「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処分費等（受入伝票、写真等）を証明する資料を監督職員に提出し確認を受けること。
- (5) 建設廃棄物の処分にあって産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、複写式伝票のA票、B票、D票（及びE票）の写しを提出すること。
また、電子マニフェスト方式による場合は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分

終了時に登録した情報をパソコンにより印刷し提出すること。

(工事カルテ作成・登録)

第4条 受注者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。登録対象は、工事請負代金額500万円以上(単価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。

(段階確認)

第5条 受注者は、共通仕様書に記載のあるものの他必要と認められるものについて、施工計画書に明示するとともに監督員と協議の上段階確認を受けなければならない。

(工事現場管理)

第6条 受注者は工事の施工にあたっては次の事項を遵守するものとする。

- (1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (2) さし柢装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- (3) 過積載車輛、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- (4) 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、又はさし柢装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- (5) 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- (6) 不法・違法無線局（不法パーソナル無線）を設置したトラック、ダンプカー等を工事現場に立ち入らせないこと。
- (7) 建設機械に係る燃料については適正なものを使用し、不法な（重油に灯油を混入した燃料等）燃料は絶対に使用してはならない。
- (8) 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

(事業損失防止施策)

第7条 工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し地盤沈下、振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響をおよぼす恐れ等異常がある時は速やかに監督職員に報告しその指示を受けるものとする。

ただし、これによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(創意工夫等実施状況)

第8条 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事打合簿を付して工事完了時までに提出することができる。

(週休2日制適用工事【現場閉所による週休2日工事】)

第9条 本工事は、週休2日制適用工事である。

- 2 受注者は、現場閉所による週休2日工事として取り組むこと。なお、予定価格には月単位の週休2日(4週8休以上)達成相当の経費を補正している。
- 3 受注者が週休2日交替制工事を希望するときは、受発注者間で協議し週休2日交替制工事に変更することができる。
- 4 受注者が、工事着手前に完全週休2日(土日)の取組を希望し、かつ対象期間内において完全週休2日(土日)相当を達成した場合は、経費に補正係数を乗じ変更するものとする。 5 週休2日制の実施にあたっては、「山武市週休2日制適用工事試行要領(令和8年6月版)」に基づき行うこと。

第2章 一般施工

(一般施工)

第10条 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また、施工に当り既設構造物には十分に配慮し実施するものとする。

- 2 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記をふまえて良好な施工に努めなければならない。
- 3 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果については監督職員の承諾を得るものとする。
- 4 本工事の施工にあたりバックホウ、移動式クレーン、ブルドーザを使用する場合は標準操作方式建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号最終改正平成8年3月22日付経機発第35号)に基づき指定された建設機械を使用するものとする。ただし、指定されていない建設機械を使用する場合は監督職員と協議するものとする。また、平成6年9月30日以前に製作された移動式クレーン、平成7年3月31日以前に製作されたブルドーザについてはこの限りではない。

(施工管理図)

第11条 工事完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。

- (1) 規格はA版を原則とし、監督員と協議の上必要に応じてCADデータも作成すること。

(2) 図面は赤書きにて出来形（実測値）を記入すること。

（火災保険等）

第 12 条 本工事の完成引渡しまで、工事目的物及び工事材料を火災保険、土木工事保険その他の保険に付するとともに、工事内容に応じた適切な請負業者賠償責任保険等に付すること。

なお保険適用範囲にかかわらず受注者が第三者に損害・迷惑をかけた場合は、受注者の責任において処理することとし、既設構造物に損害を与えた場合もこれと同様とする。

（設計変更等）

第 13 条 設計変更等については、契約書第 20 条から第 26 条及び土木工事共通仕様書共通編 1－1－1－13 から 1－1－1－15 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更等ガイドライン（総合版）令和 3 年 1 月（千葉県県土整備部）」によることとする。